

つくば市保育所等 整備事業者募集要項

令和5年4月開園に向けた
保育所整備事業

1 募集の概要

1 応募事業者の要件

次の要件(1)～(8)を満たす法人であること

(1) 原則として次の要件に該当する法人であり、自ら施設を運営するものであること。なお、同一法人による複数の応募は認められない。

- 1 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- 3 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- 4 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
- 5 私立学校法に規定する学校法人
- 6 会社法に規定する会社
- 7 前各号に定めるもののほか、市長が認める事業者（新たに上記の法人格を開園前までに取得できる見込みがあるもの 等）

(2) 応募日現在において、次のいずれかの運営実績を満たすこと。

- 1 認可保育所（保育所型認定こども園を含み、公設民営園での業務委託を除く。）を2年以上運営していること。
- 2 幼保連携型認定こども園を2年以上運営していること。
- 3 小規模保育事業を3年以上運営していること。
- 4 認可外保育施設を5年以上運営していること。
- 5 前各号に定めるもののほか、市長が認める事業者（新設法人等においては、設立の基礎となる法人等の事業を新設法人のものとみなす 等）

(3) 事業主体及び運営している施設において、直近に実施された保育に関する所管官庁の監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合で、適正な改善報告がなされており、かつ、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みがあると認められる場合は、対象とする場合がある。

- (4) 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次の全ての項目を満たすこと。
- 1 直近の会計年度において、保育施設等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務状況について、2年以上連続して損失を計上していないこと。
 - 2 直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過となっていないこと。
 - 3 当該保育所等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有し、安定的かつ継続的な運営が見込めること。
- (5) 認可基準について、茨城県保育所設置認可等要綱に掲げる認可基準を満たすこと。
- (6) 運営基準としてつくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を満たすこと。
- (7) 次の欠格事項に該当しないこと。
- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの。
 - 2 児童福祉法第35条第5項第4号に該当するもの。
 - 3 事業者及び代表者が国税及び市税を滞納していること。
 - 4 事業者（関連団体も含む）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの。
 - 5 提出書類に虚偽があるもの。
 - 6 応募後、本要項に定めた事業の要件を満たさない場合。
- (8) その他、次の事項を満たすこと。
- 1 保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有するとともに、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
 - 2 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係が築ける事業者であること。

- 3 保育所保育指針や「つくば保育の質ガイドライン」等を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。
- 4 不動産の賃貸により保育所等を計画するものについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号雇用均等・児童家庭局長通知）」の要件を満たすこと。
- 5 当該施設に勤務する職員の資質向上とあわせ、適切な処遇を図ること。
- 6 本募集要項に提示する条件を遵守できること。

2 募集対象施設

認可保育所で、次のいずれも満たすこと。

- (1) 原則として、令和4年度中に施設整備に着手し、令和5年4月1日に開園できること。
- (2) 用地及び建物は事業者が自ら確保した上で、整備・運営すること。必要な施設等は、本募集要項3「建物・土地」(P9)を満たすこと。
- (3) 建物について、原則として令和5年2月末までに各種完了検査を受け、検査済証の交付を受けること。
※ やむを得ない事情と認められる場合を除き、開設時期に遅れが生じた場合、補助事業の対象外となる可能性があるため、事業計画等は十分な検討と周到な準備を行うこと。
- (4) 定員90人以上であること。ただし、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するため、0歳児の定員設定を行わない場合、整備予定地により個別に相談を受ける。
- (5) 通常保育として月曜日から土曜日まで、午前7時30分から午後6時30分を含む、開園時間11時間以上の保育を実施すること。また、休園日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとすること。ただし、当該日を開園日とすることも構わない。
- (6) 平日は1時間以上の延長保育を行うこと。

3 募集対象エリア、施設類型及び整備数等

募集対象エリアは、下記が示す区域とする。

エリア	募集対象地域（各道路等により囲まれた地域）	整備数
つくば・研究学園エリア	北：県道 24 号土浦境線 西：市道 1 級 42 号線（東光台入口）から 県道 19 号取手つくば線 東：県道 201 号藤沢荒川沖線（柴崎十字路） 南：国道 354 号線及び首都圏中央連絡自動車道	2
万博記念公園・みどりのエリア	北：県道 123 号土浦坂東線 西：県道 45 号つくば真岡線 （都市計画道路真瀬今鹿島線） 東：県道 19 号取手つくば線 南：常磐自動車道	1

- ※1 募集対象地域範囲については、別紙地図を参照してください。
- ※2 整備対象区域外であっても、対象地域に接している道路に面している場合は整備対象として認める場合がありますのでお問い合わせください。
- ※3 施設整備補助金を活用しない自主整備の場合、上記エリアに準じて個別相談に応じます。
- ※4 状況により申込総数が市全体で必要とする定員数に満たない場合は、整備数が増える可能性があります。

4 その他

- (1) 市内小規模保育事業との連携（特に卒園後の受入枠の設定について）を、積極的に行うこと。
- (2) 障害児保育を行うこと。
- (3) 一時預かり、休日保育事業について実施検討すること。
- (4) 0歳児保育を実施する場合については、生後 57 日目からの産休明け保育を実施すること。
- (5) 給食については、開園日である月曜日から土曜日まで提供すること。
- (6) 地域の保育ニーズに応じた定員設定とし、つくば市と協議の上、参考モデルを基本に「持ち上がり」以外の 1・2・3 歳児の入所枠を多く設けられる定員

構成とすること。なお、最終的な利用定員は市との協議の上、決定する。

- (7) 事業者都合により初年度認可定員より利用定員を少なく設定することは認められない。
- (8) 開設初年度については、4・5歳児室を活用した低年齢児受け入れの実施について、必要に応じつづけば市との協議に応じること。
- (9) 施設名については、市内及び近隣市町村に類似の名称がないこと。なお、紛らわしい名称と認められる場合、変更を要請することがある。
- (10) 小規模保育事業及び認可外保育施設からの移行については、原則整備補助金の対象外とする。

【参考1】連携施設の役割

1 保育内容の支援

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、小規模保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行う。

2 代替保育の提供（必要に応じて）

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行う。

3 卒業後の受け皿の確保

小規模保育事業の利用児童（2歳児）の卒園後の進級先として受け入れる。

【参考2】年齢別定員の参考モデル

定員90人の場合

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3人	12人	15人	20人	20人	20人
6人	15人	15人	18人	18人	18人

2 応募手続き

1 応募書類提出

(1) 事前相談

創設の基準や市の計画、保育需要等について相談に乗ります。(随時)

(2) 事前協議

開園予定地や事業計画が固まり次第、「認可保育所等創設のための事前協議シート」を作成のうえ、行ってください。(要電話予約・必要に応じて複数回)

令和3年9月3日(金)までに事前協議が整った計画について、応募に応じます。

(3) 応募書類提出期間

期間：令和3年9月16日(木)から令和3年9月30日(木)まで※開庁日のみ

時間：午前9時から午後5時まで

場所：つくば市役所1階 幼児保育課

方法：直接持参もしくは郵送(令和3年9月30日(木)午後5時までに必着)

※ 応募状況によって、期間が前後することがあります。

2 提出書類作成及び提出にあたっての留意事項

(1) 提出書類

正本1部、副本9部(正本のコピーで可)の合計10部

詳しくは申請書類一覧を御覧ください。

(2) 記入書類の文字サイズは読みやすいものになるよう留意してください。

(3) 配置図・平面図・立面図については原則建築士等が作成した図面を提出してください。

(4) 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された書類の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

(5) 応募書類の提出について、直接持参する場合、必ず事前に電話連絡の上、日

程を調整してください。

- (6) 郵送等による提出の場合、未着や遅延等については、理由を問わず応募を受け付けません。また提出書類が揃わないまま郵送されたものについても、応募を受け付けません。
- (7) 提出された書類は、市が認めた場合、事業者の正当な利益を害するおそれのある情報や個人情報等の不開示情報を除き、公表することがあります。
- (8) 応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件をすべて承諾したものとみなします。従って、疑義等については事前に問い合わせてください。
- (9) 応募に関する費用は、すべて応募事業者の負担とします。また提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- (10) 応募後に、何らかの事情により応募を取り下げる場合は、至急担当まで連絡してください。
- (11) 本募集要項の記載内容については、国県及び市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (12) 本要項に基づき事業者として選定されたとしても、その後茨城県との協議の結果その他の理由により認可保育所の設置が認められない場合があります。なお、つくば市はその際に生じた損害その他一切の責任を負いかねます。
- (13) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合、市と協議し定めるところとします。

3 スケジュール概要

事前相談	随時実施
事前協議（必須）	9月3日（金）まで
書類提出（事業者→市）	9月16日（金）～9月30日（水）
書類審査（市）	10月上旬から10月下旬
事業者選定委員会（市）	10月下旬から11月上旬
事業者内定（市）	11月中旬から11月下旬
各所管課協議（事業者）	11月から令和4年1月

保育所設置計画承認申請（事業者→県）	12月下旬から1月上旬
県との設計協議	1月中旬から下旬
国補助金事前協議	1月下旬
国補助金内示	4月上旬
入札準備・入札・契約（事業者）	補助金内示後随時
補助金申請・決定（事業者→市）	8月～9月（保育所等整備交付金改定後）
保育所設置認可申請（事業者→県）	12月頃
工事完了（事業者）	令和5年2月上旬から2月下旬
開設	令和5年4月1日
補助金支払い	令和5年5月上旬から中旬

※ 上記は一例であり、事業者内定後のスケジュールは、整備案件の内容（開発許可の有無等）、補助金の交付決定手続き等により異なります。

4 審査項目

応募事業者の事業内容や計画地の立地性等を総合的に審査したうえで、事業者の決定を行います。

以下が主な審査項目となっています。

審査項目	審査ポイント
事業主体の評価	運営実績（保育事業の実績、文書指摘の有無） 財務状況（預金残高・借入残高の比率） 資金計画（自己資金比率、借入の有無） 苦情処理体制
動機・理念・特色	つくば市で事業を行う動機 事業者の理念と基本方針 施設のコンセプト・特色
職員体制	保育責任者の経験・実績 保育士・看護師・栄養士等の配置 保育士の確保・処遇・離職防止策 保育士の研修機会の確保

事業計画、実施事業の内容	保育時間・提供サービスの種類 定員数・構成（1・2・3歳児の比率） 小規模保育事業との連携 食育・アレルギー対応方針 近隣住民への説明計画
施設計画	保育環境（保育室等の面積や配置） 立地・規模（駅や保育需要の多い地域との距離、駐車場の確保が可能か等） 危機管理（防災計画、不審者対策、散歩計画等） 近隣住民の理解

3 建物・土地

関係法令等を遵守するほか、下記によるものとする。

1 建物

- (1) 保育室等から二方向の避難路が確保されているなど、保育所としての安全性を確保すること。
- (2) 保育に供する部屋については下記表を最低基準とし、保育に必要な面積を確保すること。

区分	要件（面積は有効面積※で確保すること）
乳児室またはほふく室	0歳児及び1歳児1人あたり 3.3 m ² 以上
2歳児以上	2歳児以上1人あたり 1.98 m ²

※ 有効面積とは、部屋の内法面積（収納及び手洗い設備等を除く）を指す。

- (3) つくば市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討すること。
- (4) 電子鍵や防犯カメラ等各施設状況に合わせた防犯設備の設置を積極的に検討すること。
- (5) 園児の飛び出し防止設備や指はさみ防止設備等と各施設の状況に応じた安全のための必要な設備を積極的に検討すること。

2 土地

- (1) 原則屋外遊技場については同一敷地内に確保すること。

- (2) 敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されているなど、認可保育所としての安全性が担保されている土地であること。
- (3) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等災害発生リスクの高い土地ではないこと。
- (4) 原則敷地内に送迎用駐車場を設置すること。また運動会等行事の際、保護者の駐車場所についても考慮した計画を作成すること。
- (5) 近隣の住宅等への防音等に配慮すること。
- (6) 所有権について次のいずれかに該当する土地であること。
 - 1 応募事業者が所有権を有している、又は認可保育所開園に支障のない時期までに自己所有となる土地であること。
 - 2 賃借する場合については、原則として、地上権又は賃借権を設定し登記できること。ただし、貸主が地方住宅公社等信用力の高い経営主体であると市長が認めた場合や、賃借契約期間を開園の日を起点に 10 年以上とする場合は賃借権の登記を行わないことができる。
- (7) 賃借料が、地域の水準に照らし合わせて適正な額以下で契約が見込めること。
- (8) 抵当権等の認可保育所の運営に支障となるものが設定されていないこと。
- (9) 土地所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
 - ※ 必要に応じて、関係機関へ照会を行う場合があります。

3 その他

- (1) 保育所の整備・運営に関して、区会関係者、地域住民等への説明を整備・運営事業者の責任において行ってください。
- (2) 設計・計画にあたり、以下の法令等を確認し、疑義等がある場合必ず事前に関係部署と協議をしてください。
(参考関係法令等) 児童福祉法、建築基準法、都市計画法、農地法、消防法、

茨城県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、茨城県保育所設置認可等要綱、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例 等

4 整備・運営にあたっての補助制度

整備・運営事業者が施設を整備・運営するにあたって、以下の助成制度があります。

1 施設整備費補助

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人については、保育所等整備交付金や茨城県安心こども支援事業費補助金等を活用した、つくば市保育所等整備補助金交付要項に基づく、施設整備補助を活用することができます。(株式会社や一般社団法人等その他の法人については施設整備費補助を活用することはできません。)

なお、補助金を利用する際は、以下の点に御留意ください。

- (1) 施設整備費補助事業の実施は、保育所等整備事業に関する国県及びつくば市の令和4年度予算の成立が条件となります。
- (2) 国県の補助制度の動向により、補助制度、補助予定額が変更となる可能性があるため、資金計画に余裕をもって計画してください。
- (3) 施設整備に当たっては、本募集要項において提示する補助制度を除き、施設整備及び運営において必要となる費用については自ら負担すること。
- (4) 工事請負契約は、関連法令及び通知等を厳守するとともに、茨城県やつくば市契約規則に準拠してください。なお、入札については、条件付き一般競争入札で実施することとし、開札については原則市職員の立会いが必要となるため、つくば市近隣の拠点で行ってください。

2 補助対象経費

「保育所等整備交付金交付要綱」に基づき算出したものを見込み、主なものとし

て以下の経費があります。

- (1) 施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（土地の買収又は整地、既存建物の買収、職員宿舍建設に要する費用、その他施設整備として適当と認められない経費を除く。）
- (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等のこと）
- (3) 実施設計に要する費用（基本設計は除く）
- (4) 開設準備に関する費用
- (5) 新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き、礼金を含む。）

※ つくば市は新子育て安心プラン採択自治体となります。

3 補助率 補助基準額の3／4

4 運営費補助

事業の運営に当たっては、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に基づき年齢別の入所児童数に応じて委託費を支給します。（つくば市は100分の16地域となります。）また、一時預かり事業や病児病後児保育事業等、付帯的なサービスに対し、補助金を交付する制度があります。運営費や補助金については、毎年度基準額や制度が変わりますので、御了承ください。

※市独自で保育士への処遇改善（給与上乘せ）や家賃補助を行っています。詳細についてはお問い合わせください。